

顕彰取扱規程

(平成4年3月27日)

(趣旨)

第1条 この規程は、顕彰規則（平成4年規則第6号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、顕彰の基準及びその施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 規則第3条に規定するものの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉団体の役員とは、豊田市内に本部を有する社会福祉法人、豊田市シルバー人材センター、豊田市高齢者クラブ連合会、豊田市身障協会、更生保護女性会、豊田市赤十字奉仕団、豊田市戦没者遺族連合会、豊田市子ども会育成連絡協議会その他福祉団体と認定するのが適当と認めた団体の規約等に定められた役員（会長、副会長、会計、書記、監事及びこれに準ずる者として団体の長が推薦する者）とする。ただし、豊田市高齢者クラブ連合会及び豊田市子ども会育成連絡協議会については単位クラブの会長も役員とみなす。
- (2) 民間社会福祉施設の従事者とは、社会福祉法第2条に規定する事業のうち直接処遇に従事している職員、介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員及び同法第115条の46に規定する「地域包括支援センター」の職員とする。
- (3) 各種相談員とは、身体障がい者結婚相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、母子・父子自立支援員、家庭相談員、育児支援専門員及び女性相談員とする。
- (4) 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会の役員等とは、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員、委員会の委員とする。
- (5) 高齢者又は心身障がい者の介護者とは、介護を要する65歳以上の高齢者又は25歳以上の心身障がい者の身の回りの世話を中心となっていて行っている者とする。

(表彰及び感謝の対象)

第3条 本会会長が表彰及び感謝するものは、別表のとおりとする。

(休職等に係る減算)

第4条 規則第3条第1号オ及び第3号ア(職員に限る。)に規定する者にあつては、在職期間の計算において、休職（育児休業を含む。）期間を除く。

(除外条件)

第5条 第3条の対象となる者のうち、既に同区分による表彰又は感謝を受けたものは、この対象から除外する。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第3条第3号中ウに該当するもののうち寄付者にあつては、二度以上の同一行為が行われた場合はそのつど顕彰の対象とする。
- 3 第2条、第3条の規定にかかわらず、社会通念上、本会会長が顕彰することが適当でないと思われる場合には、顕彰しないことができるものとする。

(年数加算)

第6条 二職以上の職を兼ねる者は、その職に対して他職の加算はしない。

2 二職以上の区分で該当する者は、各々の区分で顕彰の対象となるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年9月22日)

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

付 則 (平成8年6月21日)

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月31日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年9月30日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(町村社会福祉協議会の編入に伴う経過措置)

2 市町村合併に伴う経過措置として、推薦基準で年数を要件としているものについては、合併前の年数を通算する。

付 則 (平成18年3月31日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月27日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年7月27日)

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月31日)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

付 則 (平成26年9月30日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則 (平成28年7月31日)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則 (平成30年7月31日)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則 (令和2年7月31日)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

付 則 (令和3年5月28日要綱第2号)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	対 象	在職（継続）期間	現職の要否	功 績	推 薦 者
表彰	民生委員・児童委員 自治区長 保護司 社会福祉団体の役員	10年以上。中断されている場合は通算		地域福祉、社会福祉に対する功績が顕著であること	団体の長
	ボランティア活動に功 労のあるもの	8年以上	活動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	福祉施設の長 民生委員・児童委員協議会長 本会会長
	本会の役員等	10年以上。 中断されている場合は通算 ただし、会長職及び副会長職にあったもの については10年に限らず、4年以上在職し ていた場合は対象とする。	現職会長及び 副会長は除外	社会福祉に対する功績が顕著であること	本会会長
	高齢者又は心身障がい 者の介護者	7年以上		介護内容が他の模範であること	民生委員・児童委員 介護支援専門員
	その他社会福祉事業推 進に功労のあるもの			特別に表彰することが適当と認め られるもの 本会のために100万円以上の寄付	社会福祉事務所長 福祉施設又は福祉団体の長 本会会長
感謝	民生委員・児童委員 自治区長 保護司 社会福祉団体の役員 各種相談員	5年以上（各種相談員のうち女性相談員は 豊田市内を活動区域として従事した期間）。 中断されている場合は通算			団体の長 各種相談員にあつては所管す る部局の長
	民間社会福祉施設の従 事者（本会職員は除く）	8年以上（豊田市内に住所を有する施設にお ける期間）。中断されている場合は通算	現職		福祉施設の長

ボランティア活動に功 労のあるもの	4年以上	活動中	社会福祉に対する功績が顕著であ ること	福祉施設の長 民生委員・児童委員協議会長 本会会長
本会の役員等	5年以上。中断されている場合は通算 ただし、会長職及び副会長職にあったもの については5年に限らず、2年以上在職して いた場合は対象とする。	現職会長及び 副会長は除外		本会会長
その他社会福祉事業推 進に功労のあるもの			特別に感謝することが適当と認め られるもの 本会のために10万円以上の寄付	社会福祉事務所長 福祉施設又は福祉団体の長 本会会長